

第四十六回 参議院通信委員会會議録第二十四号

昭和三十九年五月二十一日(木曜日)

午前十一時四十七分開会

委員の異動

五月十九日

野坂 参三君 補欠選任 須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 光村 甚助君

理事 鈴木 恭一君 寺尾 豊君 松平 勇雄君 野上 元君

委員 郡 祐一君 野田 俊作君 最上 英子君 谷村 貞治君 久保 等君 永岡 光治君 横川 正市君 白木義一郎君

國務大臣

郵政大臣 古池 恒三君

政府委員

郵政事務次官 金丸 信君 郵政大臣官房長 武田 功君 郵政省電波 監理局長 宮川 岸雄君

事務局側

常任委員 倉沢 岩雄君 会専門員

説明員

日本電信電話 公社運用局長 水谷 七代君

本日の會議に付した案件
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(光村甚助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の審査を進めます。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○横川正市君 電波法の審議に入る前に、一、二当局の態度を聞いておきたいと思うのでありますが、これは当然郵政大臣は電電公社の關係についても責任ある立場でありますから、あわせてお伺いをいたしたいと思うのでありますが、それは、第一は労務管理上の問題、それから第二は、賃金というものの持つております基本問題といえますか、たとえば生活とか、あるいは文化であるとか、そういったいろいろなものを加味されて、相当長い歴史の上でつくり上げられてきた賃金というものの、そういう立場から考えてみて、今回出された仲裁裁定について、郵政当局としてはどういう受け取り方をされておられるのか。老練心ながら私はちよつと申し上げたいと思うのでありますけれども、仲裁委は最終的に労使間の紛争を解決する場所でありまして、この仲裁委に移行したときの両者の話し合いのこともありますから、それがたとえば郵政当局にとって不利であり、あるいはまた、その逆の場合であっても、仲裁に服するということは、これは当然の私に考え方だと思ふのです。しかし、仲裁に服することというところで問題の解決にならない点について、われわれは今度の仲裁の中に多見するわけでありまして、そういう点からお答えをいただきたいと、かように思いますので、電波法の質疑に入る前に、非常に緊急な問題ですのでお伺いをいたしたいと思ふます。

○國務大臣(古池信三君) 賃金問題について、御承知のように、仲裁委員会に裁定が出たわけでございます。これはただいまも御指摘のありましたように、公労法の第三十五条によりまして、この裁定に對しては、当事者は双方とも、最終的決定としてこれに服しなさいと、また政府は、この裁定が実施されるようにできる限りの努力をしなさいと、このようにいうことになっておりますので、私もこの裁定に對しては、今後できる限りの努力を重ねてまいりたいと、こう考えております。

○横川正市君 そこで、今度の仲裁は、国鉄が管理者を除く適用職員に對して九・五%、郵政が七・五%、電電が六・五%と、賃金上昇率にかつて見ない大幅な格差がついたわけなんです。が、国鉄とか林野等の九・五%という引き上げに對して、郵政大臣としてこれに妥当性を見つけられておられるかどうか、それに対比して郵政の七・五%、電電の六・五%というものは、これはあなたの立場で一体、妥当な仲裁だというふうにお考えでしょうか。——実施をするという点と、仲裁に對して、こういう格差のついたことについての見解とは、おのずと別だと思ふので、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(古池信三君) 公正な第三者機関である、また、このことを職能としておられます仲裁委員会において、今日まで民間その他の資料を十分に検討された結果、慎重審議の上で下された裁定でございますから、私も申し上げるを得ないと思ふます。

○横川正市君 まあ公の席ですから、速記に残ることもありますし、そういうふうには答えざるを得ないという答えならば、私は、おそらく、これから質問をいたしても同じ結果になるだろうと思ふのであります。が、それで私は私どもはきわめて不満なものであります。そうすると、この委員会でも調停段階で質問をいたしましたときに、郵政大臣も大橋総裁も口をそろえて、国鉄等との間に賃金格差のつくような、そういう条件についてはこれはないと、ばかりでなしに、電電公社の場合には、国鉄を上回る賃金が必要であるというふうにはさへ考へる、というふうな答弁をされておられるわけなんです。私は、第三者機関が出したものだから、不満であつてもこれを受けて実施に努力をするというのには、これはまあ非常に常識的なことだと思ふ。しかし、その背後に、郵政の場合には三十万、電電の場合には二十万という多数の職員をかかえて労務管理をされているという立場から見ますと、さきに言つたいわけ

る賃金についての格差の見解というのが、私は、妥当な管理者の見解と実は聞いて、それをそうとておりました。だから、そういう意味では、仲裁が出されたという事実については、先ほどの郵政大臣のことばで私は妥当だと思ふのであります。が、それならば、さきに答えられております、格差のつけられるというふうな条件については認めがたいし、賃金についてはかつて上回る要素を持つていたのだと、こういうふうには答えられた。まあ同一人が答えたわけなんですけれども、そういう答えられた見解との關係は、どういふことになりましたか、この点、お聞きいたしたいと思ふます。

○國務大臣(古池信三君) 調停の段階におきましては、公益委員も交へ、また、労使双方の委員がそれぞれの意見を合せて、適當な結論を見出すとして努力をするわけでありまして、したがつて、調停段階においては、それぞれ自由に意見を發表し話し合うことは当然であります。しかしながら、調停が不調に終りまして仲裁の段階に入り、すでに仲裁裁定が出されました以上は、これがやはり適當な結論である、こう認めてこれに従うのは当然であらうと思ふます。

○横川正市君 事情というものは変わらないうちのじやないですか。事情の変わったのは、仲裁の中で格差をつけられたという事情が変わったのであって、あなたのほうの事情というのは、国鉄との間に賃金の格差がないという事情であつて、その事情が消えたというのではないのでしょうか。そこで、仲裁という非常に決定的な判定の場所が出されたものはやむを得ないけれども、しかし、さきに当委員会が表明された賃金の格差というところについて、その見解は、郵政も電通も、これは当時表明された委員会での表明が、これはそう変わったとは言えない、こういうことになるのじやないですか。私はそういうふうにとりますがね。先が消えてしまふということではないと思ふのですがね。

○国務大臣(古池信三君) この仲裁委員会におきましては、各公社あるいは各現業の事業の内容について、それぞれ詳細な資料をとり、また、民間との比較もいたしながら、公正な立場において審議決定されたものであることは、申すまでもございませぬ。しかしながら、たとえば郵政について申せば、郵政省の管理者と組合との間に、あるいは団体交渉を持ち、あるいはまた、調停に訴えて双方の主張を合する、あるいはまた、自分たちの事業というものが主体になるべきでありまして、その際に、他の事業の内容にわたる資料等については、これは第三者機関とも異なりまして、これは正確なる資料を収集するという権限もなければ、これらと公正な立場において第三者的な観点から比較するということもできないわけでありまして、やは

りその事業を中心として労使の間で話し合ふと、こういうことが本来の姿でありますから、その際に、いろいろな議論が出る、意見が出るということ、これは当然なことであり、それと、今回仲裁が出された場合の仲裁の結果というものは、おのずから別である、こう申しても決して不自然ではないと思ふ。

○横川正市君 私は、別だという点では認めているのです。別なんだが出てくるのだから。しかし、実際にこの委員会でさきの質疑をかわしたときには、そうあるべきではないという非常に強い決意を表明されているわけですね。ことに大橋総裁は、あなたの列席する場所、上回る賃金が必要だ、こういうふうにも答弁されている。ところが、それに対して、国鉄は九・五、電通は六・五と出たわけですね。この数字が妥当かどうか、私は言えないのじやないかと思ふ、さきの答弁から。おそろく、大臣が言うことで私も納得できる答弁ということになれば、これは仲裁という最終決定機関で出されたのだからやむを得ない、その目標に向かって実施をいたします、しかし、相当これは、あなたのほうの管理する三十万、電通の二十万という職員の間には問題がありますよ、こういうふうに分けられて答弁されるなら、私も納得するわけなんですけれども、この仲裁が妥当だと言われてしまふと、これは私は、さきの答弁と非常に食い違いがあると思ふので、お聞きをされているわけなんです。

そこで、たとえば運輸省の事務次官と郵政省の事務次官と賃金は差があつていいという人事院勧告が出たら、これはどういうことになりますか。私は、第三者機関というものは尊重すると言つてみても、そういう非常識は行なわないと思ふのです。運輸省の事務次官と厚生省の事務次官は、労働の質と量、能力の相違、勤務体系の差異、こういうものがあつて、郵政省は特別級何等である、しかし運輸省は特別級の最高級が必要だというふうな、そういう勧告があるのは出せないと思ふのです。だから、そういう勧告が出せないという問題を、実は職員体系の中でどういふふうに郵政や電通はとらえたかという問題が、私は問題だと思ふ。

国鉄の賃金要求をするときに、高等学校卒業者十年勤続で特急の運転士が三万一千円、これは低い、たばこを巻く専売の女子従業員と同一の賃金について、これは承服できないと、石田総裁は予算委員会や、あるいは運輸委員会や言つておられます。それに対して、大橋総裁はこの委員会でも、同じように、国鉄総裁の意見は不当だ、電通の職場の中には国鉄と何ら差異のあるようなものはない、すなわち、私は、いわゆる労働の質とか密度とか量とか責任体制とか、そういうものが、これが賃金の差をつけるべき要素というもので、電通と国鉄にはない、この差がない、それから郵政の場合にも差がない、こういうふうには私は答弁されておつたものだと思うのです。

そうすると、私の質問をするのは、一体差を認めたのですか、あなたのほうでは。こういうことになつてくるわけですね。もし差を認めないということになれば、私は、前段であなたの言つたことは承服いたしますけれども、それは仲裁という最終決定機関だからこ

れはやむを得ざるものであつて、労使間の問題として非常に大きな問題を残された、きわめて遺憾だ、こういうふうに分けて答弁というのには成り立つてこなければちよつとおかしいですよ。これは正式の場所でも言つて何か責任問題になるようなことでは私はないと思ふ、あなた、やはり三十万の職員の責任があるのではありませんか、二十万の電通公社の監督の立場に立っているのですから。実は、電波法の問題の審議に入る前に、緊急な問題なのでお聞きをしてみました。非常に私は困るのは、ここであなたが何かはつきりしたことを言われると、幾ら大臣の任期がもう少しだからとは言いながら、たいへんな問題になると思ふのです。ことに、これから解決の方途としても、いろいろ管理者は管理者なりに、組合は組合なりに考えるわけですから、そういうことからは影響あるような答弁をもうらうのな

わけて、ぜひひとつこの点は、そういうった点も考慮されて最後にお答えをいたしたいと思ふと思ふ。審議の機会はまだあるでありますから、再度やりたいと思ふ。

○国務大臣(古池信三君) いろいろな御質問がございましたが、かつて電通公社総裁がどういふふうな答弁をされたかというところは、私もここにはつきり記憶をいたしておりません。したがつて、その公社総裁の御答弁につきましまして、また公社総裁のほうにお尋ねをいたしたいと、こう考えます。私は率直に申し上げて、それぞれ事業を担当し一生懸命に努力をしておる以上は、自分の事業というものはとうと

いものである、非常に重要なものである。また、その労働もなかなかたいへんなものであるというところはみな自覚して、その見地に立つて言つておりま

するから、私も前回にお答えしたとすれば、そういうふうな立場から申したものと私は考えております。それはいまでも変わつてはいないのです。いまでも、しかし、甲乙丙丁とあるそれだけの事業が、自分の事業が一番他にまさるのだということをお互いに考えることは、これは自由でありますけれども、しかし、そうであっても、やはり第三者が公正な立場からこれを勧告して審査の上きめるということに法律がきまつておる以上は、どうもこれはその第三者の裁定に従わざるを得ない、こういうことを先ほど来申しておるわけがございまして、自分の関係しておる事業が、他の事業に比べてつまらぬ事業であるとか、負担の低い事業であるとか、そういうことはだれも考へてはいないということを私は思つております。

○久保等君 ちよつと関連。大臣のいまのきわめて抽象的な御答弁でわからぬでもないのですが、ただ、先ほど、仲裁裁定が妥当なものだと思ふ、すといふふうな御答弁があつたのです。が、私は、そのところは明らかにしておいてもらいたいと思ふのです。やはり大臣が、全通との間における団交でも、本年の場合にはゼロ回答をしておられて、おそろく、そのゼロ回答をされたときには、ゼロ回答をされたことが妥当だという考え方のもとに立つて回答せられたと思ふのです。ところが、さらにもう一つは、格差賃金の問題があの仲裁裁定の中に出てきてお

る。また、その労働もなかなかたいへんなものであるというところはみな自覚して、その見地に立つて言つておりま

の公務員の汚職問題としてやり玉に上がつているわけなんです。が、一体、こういうような事案が起きるということは、全体の服務に対する規律といえますか、あるいはまた、日常の管理監督ないしは許可業務に従事している職員の弛緩であるとか、そういうった通常の

ことは秘け言えらると思ふのでありますけれども、今回のようなこういふ汚職事件の起こるによつて、当局としては嚴重調査をされたのではないかと、こういふふうにいるわけでありませう。別の機会に、最近のたとへば特定局の、もう一件また大きなやつが出ましたけれども、それは別の機会に、全体の問題としてお聞きしたいのでありますが、さしあつて、電波そのものはいわゆる世上脚光を浴びた一つの業務でもありません、それだけに重要なものであらうと思ふのでありますが、そういう中にこういふかがわしい事件というのが、全体のこれはパーセンテージか

らしいえはほんの微々たるものだ、こ
ういうことになろうかと思ひますけれ
ども、そうであつても、世上不信を買
う最大のものだと思ふのでありまし
て、そういう点から、これに對してひ
とつ大臣の見解をお聞きをいたしてお
きたいと思ひます。

○國務大臣（古池信三君） 御指摘のよ
うに、昨日、地方の三局長を集めまし
て會議を催し、その席上において私
は、綱紀の肅正、犯罪の防止というこ
とに強く關係官の協力を求めたわけ
であります。最近大きな事業における
罪、あるいはまた、監督行政における
不祥事件が起りましたということ
は、はなはだ遺憾にたえないところで

ありまして、國民から重要な責務を負わされておる私どもといたしましては、今後さらにみずから省みて、かような問題を再び起こさないように、最善の努力を尽くさなければならぬと、こう考えております。根本は、やはりみながそういう気持ちになつて仕事に当たるにしても、緊張感を持つてやるということが第一に必要なことではないかと、こう考えて全職員の間を喚起した次第であります。一方においては、特に事業の運営につきましては、従来の制度あるいは事務の取り扱い方法というよりなところにも、欠陥あるいは不備な点が存するのではあるまいかということも考えて、この点も今日再検討を進め、特に昨日、郵政審議会の特別委員会が開かれた席におきまして、各委員にその点をお話をいたしまして、審議会として、今後、そういう意味も加味して事業全体についての調査、検討をお願いしたいということを要請したような次第でございます。はなはだこの点は私も遺憾に存じておることをここに表明をいたしまして、今後の戒めといたしたいと考えております。

○横川正市君　そこで、こういうようなことは、神さまでもない限り、周々おちいりがちのことだということで、非常にルーズにされているというよりなことは、私は考えないわけなんです。が、しかし、許可事務等を取り扱っている、あるいは物品購入等についての要職にある場合の、まして、こういうような問題を起こすような、そういうようなところで勤務する者について、これは何か具体策というものがあつていいんじゃないかと思うのです。

が、それが起つてから、あるいは、さきにも何回かありましたが、そういうふうな対策というふうなものはとられれておるのでしょうか。實際この取り扱つておられるそういう地位の者について、何も常に監視監督するということは、これはできませんでしょうが、何らかのかつこうというものはあるのじゃないかと思うのです。私は、まあ、たとえは、こう言つては悪いんですが、係長だからゴルフをやつちやなからぬというようなことは言いませんが、実態的に言つて係長でゴルフができるというのはどのくらい金がかかるかわかりませんが、大体あまりそれだけの能力はないと思うのですよ。それからマージャンとかなんとかいりるものがありますし、飲み食いというものもありますけれども、そういう上普通にもやつていれば何でもないことだだけれども、そういう職場にある者が何らかをやつていふような気配というものがあったときには注意するくらいのこととは、これは当然上司として私はやつていふことであらうと思うのです。そうではなしに、日常こういう業務に携わる者について特別監視を怠らない、そういうことが姿勢を正したといふことじゃないかと思うのです。大臣、訓辞だけじゃないと思うのですが、そういう具体的な問題について、どういふ方策を立てておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

○国務大臣(古池信三君) なかなかむずかしい問題であると思いますが、まあゴルフをやる、あるいはマージャンをやる、そういうことが犯罪を犯す場合の一つの機会をつくることになりは

しないかというふうな議論もあるいはあるかもしれません。私はゴルフをみずからやりませんし、マージャンもやりませんので、そういう詳しいことにはよく論ずる資格がないのでございますけれども、さればといつて、職員に当たつて、たとえば局長以上はゴルフをやつてよろしいが、それに達せざる者はゴルフをやつてはいけなとか、あるいはマージャンを禁止するとかということは、これはちよつと行き過ぎではなからうか。まあ、お互いが自分の良識に従つて自制し自粛することは、これはかまいませんけれども、上司の命令としてそういうふうなことをきめらうといふのは、これはいまの時勢からいつていかがなものかと、こう私は考へて、そこまではいたしておりませうん。やはりそれは、監督の立場にある者は、そういう点にまで細心に心を配つて、職員の行動等にも留意しながら監督をやつていく。また、同僚の中においても、お互いがそういう危険なところにおちいらないように注意し合ふという思いやりが必要ではなからうかと考へております。

さらに、事業の面につきましては、やはり監督者の不斷の監督とともに、監察官の制度がございますので、この監察官を最も有効適切に活用いたしまして犯罪を未然に防ぐ、あるいはまた、さような事態が起こつた場合には、すみやかにこれを発見して、被害の拡大を防ぐというような、各般の処置は講ずべきである、かように考へております。

○横川正市君　私も、そのマージャンをやるなとかゴルフをやるなというふうにならば伝達しろなんといふことは

考えていないんです。ただ、そうい
う、間々誘惑のある場所に勤務する者
が、誘惑のきつかけになるわけです
ね、あなた、マージャンできますか、
できます、それでは今晚どうですか、
ということになるわけです。それか
らゴルフはどうですか、できます、と
言えば、今度はひとつ日曜日にとど
すか、ということになるわけです。だ
から、そういうきつかけに使われると
うな、そういう誘惑のある場所の勤務
者に對して、これはどういう規律があ
ればいいのかなとかじゃないです
よ。やはり上の者が常にそういう誘惑
のかからないようにしてやるという
、そういう具体的な何かが私はあつてし
かるべきだと思います。それは日
常何か内務規則が何かできめられた、
そういうものではないと思うんです
が、こうやつておりますというよう
な、そういう何か、事前にそういうた
事態に至らないための策というものが
あつていいんじゃないかと、こういう
ふうな思っているわけです。これはま
あ具體的にやつておられないならば、
ひとつ考えていただきたいと思うん
ですが、同時に、私は、金をくれと言
う人はいないと思うのですよ、実際
は、あるいはマージャンをやるから
賞品を出せとか、ゴルフをやるから
車を貸せとか、こう言う人はいない
か、こう言う人はいないかと思つて
います。逆に業者側からかかってくる
誘いというものが大半じゃないかと思
うのです。たとえば、今度の場合には
、発注する電波測定器とか検査器な
どのは納入に際しての落札予想価額
等の情報を流したという、こういう
ことなんです。すが、これはやはりき
つかけがあつて情報が必要というの
で、まあ、につ

ちもさつちも動けなくて情報を流したという事になったのだと思うのですが、逆に、いまの世田谷の長野日本無線会社ですか、こういう業者と郵政との関係というものは、どういうふうになつておりますか。

○国務大臣(古池信三君) 詳細な点はその事務当局からお答えをいたさせますが、ただいまの御質問の中にありました最初の部分の御意見は、先ほど私がお答え申し上げましたことと全く同様でございます。まあ上からマージャンあるいはゴルフをしてはならないといふような禁止命令をすべきものでないといふことは、私も全くそう考えております。

しからば、その監督の方法としてどういふようなことを考えるかということでありますが、これも具体的の場合に至らないと、なかなか申し上げにくいと思いますが、たとえて申せば、ある重要なことを決定するのに、ただ一人だけが決定権を持つて、その裁量によつてどうでもなるというふうなことで、なるべくこれは避けて、やはり二人以上の人が目を通さなければきめられないといふようにしておきたいということも、これはチェックの一種方法であらうと思います。ただ、しかし、これもまた、あまりに極端になりますと、繁文縟礼で、役所の仕事はまことに非効率のた、こういう非難も招くといふことになりまゝるので、その辺のほどはどのところが非常に大事なことじゃなかろうかと考えます。

それから、局長以下直接職員監督の立場にある人は、よい意味において、常に家庭の問題についても相談を受けられるような態勢をとつておく。

どの職員の家庭についても一応事情を知つておつて、かりに家庭で経済的に困るような問題が起これば、課長なり局長に相談をして、よい知恵を貸してもらふとか、あるいは、その他の家庭に何かむずかしい問題でも起こつた場合には、すぐ監督者のほうに相談に応じて親切にはんとしに身内の者と同一ような態度で相談に乗つてやるといふくらいにまで打ち解けてくれれば、私は、犯罪を犯すというようなことは非常に少なくなるのではなからうか、こんなふうな考へておられますか、

これは具体的に、やはり監督者の人柄にもよりますし、なかなか一律に、こうやれと言つてできるものでもありませんけれども、そのくらいの心持ちで当たつてもられば非常にけっこうじゃないか、こういうようなことを希望している次第であります。

○横川正市君 いまちょっと質問をいたしました点で、長野日本無線株式会社、それから東京電波株式会社、こういうような会社との關係をどういうふうになつておりますか、事後処置ですね。それから電波測定器あるいは検査器といふのは、納入されたものはそのままになつて、取附事実だけで逮捕または捜査ということになつておりますか、どういふことになつておりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) このたび、私も責任を持つております電波監理局におきまして世上の疑惑を招くような事件が起きましたことは、私以下、全電波監理局職員、非常に痛切に責任を感じておる次第でございます。非常に重要な電波の許可、免許というふうな仕事に携わつておりますので、特に世上の疑惑を招くようなことのないよう

に、常に行動を清潔にしなければならぬことは申すまでもないこととございまして、私、着任以来も、そのように全力をあげてつとめておる次第でございます。

今回の事件につきましては、なお取り調べ中もございまして、詳しいことは、私、まだ知り得ないのでございまして、ただ、ただいまの御質問の会社につきましては、こういう会社は、電波關係におきましての監督上必要な測定器というものを納入しておる会社でございます。こういう会社は、たゞいま御指摘の会社のみならず、なお会社といつたしましては数多いのでございまして、大体、機器關係といつたしまして、毎年七、八千万円程度のものを購入をいたしておりますが、それは十指に余る会社に分けて購入しておるのでございまして、また、そのやり方といたしましては、指名競争入札という形をとつておりました、その手続その他につきましても、十分内部的には相互牽制の処置がとり得るような形になつてやつておる次第でございます。ただ、電波の測定器といふものは、購入件数も非常に少ないものでございまして、また、市販しているというふうなものでもございませぬので、それをつくり得る技術を持つておる会社にどうしても集中する形にならざるを得ないのであります。こういう点につきましては、特に氣をつけて仕事をしたいかなければならぬかと思つております。ただいま御指摘の会社につきましては、一般の測定器納入会社としての指名競争入札にたえ得る会社である、そう申し上げる以外に、別に本省といたしましては關係はございません。

に、常に行動を清潔にしなければならぬことは申すまでもないこととございまして、私、着任以来も、そのように全力をあげてつとめておる次第でございます。

○横川正市君 十ぐらいあるという会社は、従業員は大体何人ぐらいの規模のものなんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 非常に大きな会社も小さな会社もございまして、大きな会社といつたしましては、いわゆる弱電メーカとしての一流会社に属しまする会社もございまして、それから市販品を出してございませぬ特殊な計器だけを販売してございませぬような会社もございまして、一がいには申せないのでございまして、協立電機研究所と申します会社を一例にとりまして、この会社の従業員は約百名に余るものかと考えております。

○横川正市君 私は、大臣に検討していただきたい、こういうふうに思ふのですが、年七、八千万円程度というのは、何もこれが全部が企業間の競争によつて獲得すべきものではなかつて、他いろいろなものをつくられたとか、あるいは他からも発注を受けて会社としては成り立つていふと思ふんですが、実際に、この弱電氣等の非常に競争の激しい市場で、そういう競争の激しい市場の中で生き抜いていくための、まあ、いわば非常手段みたいなことが、どういふことも起り得るといふことは、私はやはり考へるわけなんです。ですから、この会社全体の質と、あるいは内容とかいふものは十分検討しなければならぬが、しかし、入札等のでき得る、そういう計器に対する自信のある会社といふことになれば、私は、これは電波機器とか、測定器といふのは特殊なものですから、電波研究所あたりで研究されたものについての発注については、指名入札といふか、このものがいいのじゃ

ないかと思ふんです。もちろん、研究の結果の内容にそぐわないようなものであるならば、これは当然つくり直させるといふこともあると思ひますが、何かこういうものは、形ができたからこれはひとつ競争でというようになつていくなれば、おのずと競争の中で生き抜いていこうという弱小企業といふものは、無理に無理を重ねる結果になつて、両損になるのじゃないかと思ふんです。やり方としては、

もう一つやはり私は氣をつけないければならぬのは、いわゆる一流の大メーカがそれならば全部取ることという問題が出てくるわけですね。能力その他は正しい、それらについては、私はやはり適正な配分によるところの作製を依頼をするということも必要なんじゃないか、そういう配慮も必要なんじゃないか、こんなことは一体どうだろうかと思ひ思ふんですが、これは検討していただきたいと思ふんです、どうでしょうか。

私は、こういう事実を行なつた会社との關係といふことについては、実は、これは非常に主観主義になるかも知れませんが、その者をそのままに置くといふことは、これはみせしめという意味ではありませぬけれども、よくないのではないかと思ふんです。あります、もちろん、こういうふうなやり玉があつた、逮捕されているような人たちは、会社からは相当の処分といふものはあるだろうと思ふ。論功行賞にはならぬと思ふんですが、非常に氣の毒だとは思ひますが、非常に實際に会社と、それから購入先である郵政省との關係といふものは、それくらいきびしさがあつて私はいいのでは

ないかと思ふんですが、大臣としてどういふ御見解でしょうか。

○国務大臣(古池信三君) お話のように、これは一弱電機器メーカばかりではないと思ひます。今日の日本におきましては、商売のほうにおける生存競争が非常に激しいのでありますが、その激しさのためにも、周々不心得な人があつて、お得意先に対して不法な持つていき方をします。これがついに人の弱点をつかんで誘惑に引つぱり込んでいく、こういう事例は、はなはだ残念ながら、今日の社会においては各方面に相当にあるように聞いております。根本的には、各業者が自衛して、

そうして、つまらぬばかことをしないようにすることが一番でありますけれども、しかしながら、みんながみんな聖人のようにならばいいものではないのであります。そこで、これを防ぐにはどうしたらいいかといふことになると思ひますが、やはり相当大量に物資を購入する立場から申せば、やはりある程度指名入札といふものを原則としてこれを徹底していただくことが大事なことではあるまいか、こう考へております。現に役所においては、各省とも、そういう方法がとられておると考へておりますが、ただ問題は、品物がよくて、しかも廉価で納入してもらうというところが大切でありますけれども、あまりに値段ばかりに注目しますと、品物の質が落ちる、こういうことが世間に間々あるわけでありまして、したがつて、指名入札のその資格を与えらるべきは、やはりその業者の今日のまでの歴史なり、あるいは現在の工場設備の模様なり、あるいは、そこに

おられる経営者あるいは技術陣等の内容等も詳細に調査をして、この会社、この工場ならば、決して信用のできないような物はつくらないであらう、また、取引についても不正な行為はしないであらう、こういう確信を得た上で、指名入札の中に加えていくべきである、かように私は考えております。さらに大企業も中小企業もあります。必らず大企業の製作する物がどの面からいっても最上の物であるとは、一がいには言えない場合があるのではなからうか。中小企業でありまして、専門的に扱っております業者であれば、決して大企業に劣らず、むしろ大企業にまさる品物をつくっておる会社もたくさんあるように承知しておりますから、そういう場合には、資本の多寡ということも一がいには標準にはならぬ場合が多いというふうに考えておる次第であります。

そこで、特約で物を納めさせるということは、これはあくまでも例外中の例外であるべきであつて、特に仕様書等について、役所が詳細なるプランをつくり、あるいはまた、新規の構想に基づき新しい機器であるというような場合には、これは、多数の会社がこれを同時につくるといふことは実際不可能でありますから、特に信用の置ける業者に命じて、その注文に合った物をつくらせるといふような場合もあります。こういうような例外の場合は、やはり指名入札というわけにはまいりませんから、特約で購買するというのもあり得るのであります。やはりその場その場に応じて適切な措置を講じていくということが必要でなからうかと考えております。

それから最後に、さような不正行為のあった業者に対しては、引き続きの取引をすることはいかげんのものであらうかというお尋ね、私もその御趣旨はごもっともだと思います。これについては、さらに事務当局をして詳細にその間の事情を調査させました上、たとえば一定の期間、その会社との取引を中止するとか、あるいは、その他の方法によりまして適切な措置を講じて将来の反省の材料にさせていききたい、こう考えております。

〇横川正市君 この種の問題は、まあ最近こういうふうに出ましたけれども、他の機会にひとつ、郵政当局の姿勢の問題について質問いたしたいと思いますが、十分、いま答弁をされたようなことが、一時的なことではなしに、恒久的に具体策となつて、再びこういう問題が起きないような対策をぜひ立てていただきたいと思ふのです。

そこで、先般、電波法の、海上人命安全条約発効後の問題で、船舶的の検査制度課長に私のほうから質問をいたしましたところ、大体この電波法による無線電信施設を要するものについては、一として、沿海区域を航行する総トン数千六百トン以上の船舶、二として、沿海区域を航行する総トン数五百トン以上の旅客船、それから三として、総トン数百トン以上五百トン未満の旅客船は、電波法による無線電信施設の設備を要するものとする、ただし、無線電信の施設を有するものはこの限りにあらずと、こういう法改正についてどうかという質問に対して、ぜひそういうふうに改正に踏み切るように検討したいと、こういう答弁があつて、一応この運輸省との間の質疑を終わつておるわけなものであります。そこで、電波法改正の場合の三十三条の三項、たとえば船舶安全法第四條第一項第三号、旧に加えて新たに四号が加えられた点ですね、それから三十五條の、同じように船舶安全法の第四條第一項第三号に対して四号を加えられた点、そして、そのいすれもが、他にたあるわけでありまして、郵政省省令でこれを定める、こういうふうな言つておるわけなんです。その精神というのは、私は確信したところでは、六〇年の安全条約によりまして、安全のための機器の設備については、非常に厳格な一つの規定が出されてきたが、その規定の中で、たとえば三百トン以上五百トン未満の船舶については、その厳重な規定とは別個に、いわば従来五百トン以上と規定をされたもので三百トン以上と規定をされたもので三百トン以上と適用されておつたような内容のもの、郵政省省令で定められてくるものではないか。この四号というのは、その意味を持つてゐるのではないかと、その意に言われるわけでありまして、そういういたしますと、先般、運輸当局に聞いて、改正をしたいという考え方を持っておつたのは、事実の取り扱いについては、少し私は電波法のたてまえからいくと、法のワケを、これを非常にいけば安全のために不向きな方向に拡大をされてゐるのではないかと、こういうふうに思われるわけでありまして、この点の四号を入れた点りますが、この点の四号を入れた点、省令で定められる点について、御説明をいただきたいと思ふいます。

〇政府委員(宮川岸雄君) 無線通信設備を持たすべきか持たすべきでないかという問題につきましては、船舶安全法によりまして、船舶の安全性、あるいは、その船舶の実際の航行の状態、あるいは無線設備をすることによりまして経済性等の問題も考慮いたしましてきめべきことであらうと思ひます。それによりまして、船舶安全法の規定が、法律が変わりますならば、電波の關係もそれに應じていかねばならぬといふことは当然のことと考えております。

いうことが基本なのでありますが、そういう点から考えてみて、どういふふうにお考えになりますか。これをひとつお聞きしたい。

○政府委員(宮川岸雄君) 無線電信の備えつけは、これは船舶安全法によりまして、必要なものは当然船主としてつけておかなければならないものでございまして、必要がなくても、現に必要以外な場合におきまして、船主側においてつけているのが実情でございます。

ただいまの御指摘の電話のことにつきましては、内航船の電話の問題かと承るわけですが、沿岸を航行いたしますところの貨物船等につきましては、前から公社のほうにおきまして沿岸電話制度というものを考えて、それによりまして電話ができるように、いま計画を練っておられます、すでに一部実施されておりますものをさらに大きくする予定であるわけでありまして、この無線電信と無線電話というものは、当然その内容が違ふものというふうに考えております。もちろん、この沿岸電話に切りかえした場合には、おきまします切にかえしますか、沿岸電話制度によることの電話を備えつけた船に對しますところの安全性の問題につきましては、超短波を使用いたします関係上、その超短波の周波数によりまして、その安全信号の問題ということが当然あるわけでございます。これらにつきましては、海上保安庁がこれらの関係の設備を整備いたしますようにも聞いておりますし、また、それが整備されない間におきまして、特別な通話扱いをいたしまして安全を期するといふような考え方で進めてい

るのでございまして、一般の公衆通信、電報は、従来どおりの無線電信によりまして、特に遠くに出てまいりますところの漁船その他につきましては、当然この超短波というものが使えないわけでございます、そういうものにつきましては、いままでどおりの二メがあるいは二七メが、そういうような電信によりまして疎通をはかつていきたい、こういうふうに考えております。

○横川正市君 私は、この安全法に基づいて、このいわば緩和規定というやうなものがあるから、緩和をしてもいいという、そういうおぼろげな関係ではないという、現実の内航あたりの形の、たとえば旅客船とか、あるいは貨物船とかの場合であつても、その安全というものが保障されるという、そういう基礎に立つてものを考えた場合に、大体無線電信を備えつけたというところが最普通だと思ふのです。そうでなくとも、電話を備えつけたというところについて、いまはたとえ電話の場合は、申し込みがあれば電電公社がこれに對して設備をするということ、申し込みがなかつた場合には、その設備が行なわれておらないわけですから、そういう意味では、いわば強制という意味でこれを備えつけたるやうにしたらどうか。それについては、この間、運輸省ではひとつ検討しよう、こう言っているわけなんです。まあ、それに合はして電波法のたてまえからすれば、当然この四号追加による緩和を行なうのではなくて、強制をすべきではないか、こういうことを私のほうでは強調いたしておるんであります。實際上、担当者としてこの点についてどうお考えになつ

ておられるか、これをお聞きをいたしておるわけなんです。もう一回答弁を願います。

○政府委員(宮川岸雄君) この問題につきましては、先ほど御説明いたしましたように、無線電信そのものの設備につきましては、当然義務船舶局としてこれをつけなければならぬわけでございます。このただし書きに書いてございまして、このただし書きに無線電信に必要なしといふ、無線電信そのものではございせん、無線電信を運用いたします場合の連絡設備あるいは補助設備のことにつきましては、緩和規定が条約にございまして、それを取り入れた次第でございまして、もちろん、われわれといたしましては、電波の許可限りにおきまして、各船が無線電信を設備するということ、それが望ましいというふうに考えておる次第でございまして。

○横川正市君 急ぐわけじゃありませんが、私は全体として、たとえば非常灯とか送話管の設備の場合であつても、安全法四号一項三号までで對して、四号の改正が追加され、国際航行にも拡大した点、こういふ点、これは細部については省令がきめることにはなつてはいるわけですが、こゝろよりやうな面とか、それから補助設備の場合で、いわゆる安全の度合いその他からいって、こゝろより緩和規定なるものについてそれぞれ省令が規定を最終的に決定するようになつておるわけですが、こゝろいつたものについてぜひひとつ具体的な対策といふものを現状に照らして考えていただきたいと思ひます。それをひとつ要望いたしておきます。

そこで、最後にこの問題と関連してお聞きいたしますが、漁船といふものの定義について、実は条約でいいますと、「漁船」とは、魚類、鱉類、あざらし、せいらちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶、こゝろいふふうにはく然ときめられてはいるわけなんです。私はさきに海上保安庁にもたしましたけれども、海難の大部分が実は漁船という規定の中でも非常に弱い立場に立つておるもの。ですから、たとえばマグロなんかの場合に、母船なんといふものとそれから三十九トン型の漁船といふやうなものとの関係は、これはもつと実は厳密な一つの規定、定義といふものがあつていふのじゃないか。それがあまりないために、たとえば除外規定なんか母船とかあるいは捕鯨船なんかの場合に取り入れられておつて、そして魚をとる小さな船との関係について非常に不明確な点が出ておる、こゝろいふふうには思ふのでありますが、こゝろいふ漁船といふものの定義なんかについて、まあ電波法を執行する役所として、もう少し細部について規定をする、こゝろいふ必要ありと考へておらないかどうか。これはまあ運輸省が事実上の担当だと思ふのですけれども、しかし電波法によつて設備を強制する立場である郵政当局としては一体どうお考へになりますか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 前段の御質問の、電信等の備えつけの問題につきましては、われわれといたしましては、できるだけ安い無線通信設備といふやうなものができまうように業者を指導するとともに、電波のあります限

りにおきましてこれが普及をしてまいりたいといふ考え方にございまして、全く先生のおっしゃるとおりでございます。

なお、この漁船といふものの定義がはつきりしていないではないかといふやうな御質問だつたと思ひます。こゝろいふが、本文に書いてございまして漁船と申しますものは、いわゆる漁業をするための船をいつてゐるわけでございます。非常に沿岸を航行する船と違ひまして遠くに行くわけでございます。そういうやうな船に對しましては、特に沿岸を航行する船よりも無線の設備につきましては必要性があるといふふうにはわれわれは考へてゐるのでございまして。なお、大きな、漁船のうちでも母船、それから実際に三十九トン型ぐらいで遠洋に乗り出してまいりますところの船といふものとの間におきましては、おのずから相違があるといふことにつきましては、そのとおりでありまして、そういうやうな点につきましては、運輸省とも十分連絡の上、その船の実態に即したやうな無線設備をつけるということ、今後善処してまいりたいといふふうに考へております。

○横川正市君 これは実際問題として、この間も、全体のたしか四割近いものが、あつたといふ間に船もろとも波にのまれていく、いわゆる海難の大部分がこゝろいふところで損傷していくといふ事実があるわけですが、何といふますか、こゝろいふ面では、もつと設備とか、それからそれに対する対策といふのは真剣に考へていひたいではないかと思ひます。実はこの漁船といふもの

期するといふやうな考え方で進めてい

るのでございまして、一般の公衆通

ておられるか、これをお聞きをいたし

そこで、最後にこの問題と関連して

りにおきましてこれが普及をしてまい

れがちで、いろいろ統計から見ると、
こういふひどい事実があったのかと思
われるような事態が招来しているわけ
ですから、これはひとつ郵政当局にも
嚴重に検討した上で対策を立ててい
たがたいと思つております。

最後に、聴聞会での運用の問題で聞
いておきたいと思つておりますが、
資料として出された聴聞会の内容を検
討してみますと、一つ疑義に思ふのは、
郵政当局の考え方というものが一
本あって、それから船主協会、それか
ら海員組合、それから船舶通信士協会
というふうな人たちの意見もずっと聞
いていくわけなんですけれども、やは
り郵政当局の考え方というものを、実
は聴聞会の結果からこうしたというよ
うなことがちよつと見当たらないうけ
なんです、実際の運用の内容でどう
いう運用をされ、意見というものはど
ういふふうにしていれられていたのか、
この点だけお聞きをいたしておきたい
と思ふますし、希望としては、現実
に船主協会というものは、これは利害
の立場に立つておられますし、いまの
場合、通信士協によれば、船舶協会の
いわゆる職員側は、きわめてこれは被
害者の立場に立つておられるわけであ
りまして、確かに意見の相違というものは
聴聞会にもあらわれておりますけれど
も、そういう場合の郵政の一体取り扱
い方としてはどう取り扱つていけるの
か、それをひとつはつきりしてお答え
いたしたいと思います。

この省令の問題につきましては、当然
国会で御審議になり採決になりました
この法律の内容に即した、法律の範囲
内におきましての問題を取り扱う問題
でございまして、まあおのずから相当
こまかい問題になつてくるわけござ
いまして、また同時に、このこまかい
問題が実際の問題につきましましては
いろいろ疑義を持つてくる場合等もござ
いますので、慎重に関係の者の意見を求
めて聴聞会をやつていくわけござい
ます。十分にその意見を取り入れまし
て、たとえば昨年の十二月の聴聞にお
きまして、オート・アラームの修理不
能の故障を生じたような場合における
問題、あるいは既設のオート・アラーム
に關しまして、受信装置の改正規程
に經過期間を置くというふうなことに
つきましまして、一、二問題が出たので
ございまして、これらにつきましても十
分この聴聞会におきまして検討された
わけでございますが、電波監理審議會
のほうにおきまして十分そういう意見
を取り入れた上、答申書におきまして
原案を適當と認めるというふうなこと
が出ておられるわけでありまして。省とい
ましては、そのように措置をいたし
たわけでございますが、お話をよう
に、こういう実際に担当しております
実際の利害関係者の方々から出ました
意見等につきましましては、聴聞会がその
ためにあるものでございまして、十
分に考慮の上、それが答申書に出まし
た場合におきましては、省といしまし
てこういふような省令の改正方向に
いきたい、こういうふうな考へており
ます。

勤務時間というものは、一人の場合八時
間勤務で四段階に断続的に勤務をいた
しておりますが、九時から十一時、そ
れから十三時から十五時、十七時から
十九時、二十一時から二十三時の、こ
の資料によるところの、現在海岸局の
電報の疎通可能数に比べて非常に積滞
数が多いわけなんです、この対策
をどうされているか、お聞きをいたし
たい。

○説明員（水谷七代君） お答え申し上
げます。
御提出申し上げました資料の中で、
いまお話しのように、時間別の私のほ
うの短波海岸局の疎通能力、御指摘の
時間につきましまして見ますと、その一番
下が疎通可能数でございまして、一番
上にやはり同じ時間別の実際の取り扱
い通数状況がございまして、現状にお
きましては、まだ時間別に見ましても
若干の余裕を残しておるような状況で
ございまして。

○横川正市君 現在の取り扱い通数分
布、昭和三十九年三月現在で、九時か
ら十時までは二百二十九、実際の疎通
が二百九十六で、現状はこういふふう
になつておられますが、改正法案にお
きましては、この数字でいきま
すと、九時から十時までは五百六十七に
対して海岸局の疎通可能数は二百九十
六、十三時から分については四百八
十六に対して二百九十六、十七時から
の分は四百五十一に対して二百九十
六、それから二十一時は二百六十一に
対して二百九十六ですから、幾らかこ
れは時間に余裕がありますが、この改
正法案におきましては、この改正
数字に予測いたしております数字の電報
が円滑に疎通するように、いろいろな

ておるわけなんです、この予測に對
してどういふふうに対策を立ててい
らっしゃいますか。

○説明員（水谷七代君） お答え申し上
げます。
前回御説明申し上げました点と若干
重複いたしましたが、四年後に新しい電
波法が全面実施されるまでの通数予測
が、いまここにございまして、本年
度予算で、銚子、長崎の両無線局の局
舎及び設備の増強を進めております
が、なお要員面につきましても、本年
度採用を増員いたしまして、逐次増員
していくように國家試験に合格するよ
うな訓練を進めております。それから
なお、今後四年間のうちに、これらの
設備の増強なり要員の増強のほかに、
先般この電波法の審議をしたときにも
うこれは話題にのぼつたと思ひます
が、八時間運用の船の中で、一部の船
につきましまして、いわゆる裏時間の運用
を設定してより、電波監理局の
ほうに上申いたしまして、御措置を願
う。あるいは、関係の海運業者のほう
におきまして、事業用通信のき得
る限りの規制をいたしておる。要す
ればまた外国の無線海岸局を御利用願
うというふうなことも、あるいは私のほう
におきまして、運用方法を、一括
呼び出し方法とかその他の通信方法の
改善等を逐次実施してまいりまして、
これらの過程におきましての通数の時
間別分布状況をよく勘案しながら、な
お要すれば設備増強その他の措置を講
じまして、この新しい電波法が完全実
施された場合におきまして、いまの數
字に予測いたしております数字の電報
が円滑に疎通するように、いろいろな

計画を進めていくように検討を進めて
いるわけでございます。

○横川正市君 いま言ったような状況
なので、電波法第五十三項の適用に
ついて、資格別定数というものにつ
いて、一級が二名、二級が一名という
うちに、最低基準というよりなものが定
めらるべきではないか。ことに主要な
定期航路に就航する外国航路の船の中
の船舶局、あるいは國際航行に従事す
る船舶局のうちで多量に無線通信を行
なうもの、それから氣象観測等を行な
うための特定な船舶局、それから先ほ
どちよつと言いました漁業の母船、こ
ういったものは、これはさきに船舶協
会、海員組合と船主協会との間で団体
交渉の結果協約も結ばれております
が、法律があるからその法律に従えと
いうのが強い、それとも現状に即し
て、あれば最低の基準だから、その最
低の基準をある程度上回つておつて
も、それが適正ならば、妥當な解決方
策としてそれをとるか、私はいずれに
してもこれは公社の問題でなければな
らぬというふうな思ひわけでありま
す。いろいろ質問をする角度から、非
常に單純な質問をいたしました、こ
の日本の海外からの通信量というの
は、数からいいますと、外国の通信量
と比べて非常に多いようで、それ
だけ日本の船がすべての海で仕事をし
ているということにもなるかと思ひ
ますけれども、そういうふうな特殊性
を勘案して、これらの船舶についての
通信士の資格別員数のいわゆる割り当
てについては、ここではおそろくそう
しますと御回答いただけないと思ひま
すが、検討する価値があると思ひので

ありますけれども、ひとつこの点の回答をいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 無線従事者の、特に船舶に乗り組まざるべき通信士の数のことの御質問だと思ひます。でございますが、ただいまの御質問の中にございまして、船舶職員法におきまして、電波法の運用の義務時間、それから無線従事者の操作範囲を定めておきます操作範囲令に基づく操作範囲等を勘案いたしまして、電波法で定めておられる資格別にそれぞれその定数を定めておるのでございまして、われわれ電波関係といたしましては、これらの必要性その他につきましては十分船舶局のほうへ連絡はいたしまして、その間に了解の違ひのないようにいたす所存ではございまして、けれども、これを電波法において規定すべきものでなく、やはり船舶職員法において電波法の精神を入れながら定めるべきものと考えております。

○横川正市君 終わります。

○野上元君 ちよつと関連質問させていただきます。電波法の改正の場合に、あなたのほうの立場としてはやむを得ないかも知れません。これは船舶局といひますか、そちらのほうの所管に属することかも知れませんが、やむを得ないがしろにされておる点があるのは、無線通信士の教育、確保、そういう点について、非常に、何といひますか、無関心ではないかというふうなことが言われておるわけですね。私が集めた資料によりますと、さきの電波法改正案によれば、昭和四十二年八月以降は特定のものを除いては全部一名となつてしまふということになるため、船主としては、先を見越して、船

舶無線通信士の採用を一切停止してしまつておるといふような状況であります。で、本年度は学卒の新人を採用したのはゼロなんです。ところが、昨年四月から本年三月までの間に船舶通信士を離職した者は二百五十数名に達しておるわけですね。ほとんどが三十歳未満の青年層で、定員削減による職場不安と労働強化のために海上より去つていく傾向にあるわけでありまして、そういう傾向がここ数年來続いて起つておるわけでありまして、このために、一部の外航船舶は青年層通信士の払底を来たしてしまつておるといふ現状であります。船主のほうでは、これは法律ができたんだからというのを口実にいたしまして、定員削減や欠員航行をさへも強行しようとしておる、こういう状況にあるわけでありまして、無線通信士の側から見れば、運輸省の船舶行政、そして郵政省の電波行政というものの谷間にはさまつてしまつて、船舶通信士の需給対策であるとかあるいはまた養成であるとかいふ問題についてはどこにもめんどろを見てもらえない、もうみずからがみずからの将来をきめていかなきゃならぬというふうな、非常にさびしい状態にあるんですね、電波法の改正あるいはまたその他のことは、国際的な比較から見ても、逐次今後ともやつていかなきゃならぬと思ひますが、そういう面についての配慮がほとんどないのであります。そういう不安を船舶通信士に与えて、一方どんだん法を改正していくということについては、将来大きな問題が起るんではないか。したがつて、あなた方がねらわれておるような航行の安全を

確保することにむしろ障害が起るような状態になるんではないかというふうな心配さへもされるのであります。けれども、そういう問題については、一体どこが主管をし、どこが真剣に考え、無線通信士の問題を考慮してやることになるんですか、その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 無線通信士の養成の問題につきましては、電波当局といたしましては、通信士の資格検定を行なつておられますので、十分重大な関心を持っております。昨年の電波法の改正が行なわれまして、通信士がむしろ余るんではないかというふうに予想されたのが、実際におきまして、ただいま御指摘のように、先を見越してと申しますか、一部離職者が出たというふうなことは、一部そういうことがあつたというのを私も私も聞いております。それから、最近無線通信士の学校を卒業した者も、電波機器等のメーカーのほうにも就職をするというふうなことから、若干そういうふうなものについて不足してくるというふうなものも聞いております。われわれといたしましては、もちろんこういうふうな問題に關しまして無関心ではおられないんであります。電波法で定めてございまして、無線通信士の円満なる需給が行なわれるように、運輸省その他と連絡をとりながら進めていかなければならぬ、問題と考へております。電波当局といたしましては、直接には資格の検定という問題におきまして、臨時試験その他を行なうというふうなことで、資格の級別の問題に對して対処をするというのを考へております。

全体的に勞務上の問題をどこが主管するかというお尋ねにつきましては、電波の事務当局としてはちよつと申し上げかねるんでございまして、船舶職員法によりまして船舶局がこれを所管しておりますので、その辺が中心になつてやるべきことと思ひます。

○野上元君 私はあなたの答弁はわからぬことはありますが、しかし、これはだれでも答弁するんですね。問題は、どうやつたかということが問題なんです。あなたのほうでは、電波法を改正すれば当然船舶法のほうも改正されてくるというふうになるわけですね。この前のオート・アラームの問題について電波法改正をした場合には、当然船舶職員法の改正になつて、そういう無線通信士の定員が削減されるといふ条件をつくり上げられたわけなんです。したがつて、大問題になつて、非常にこの国会でもめたことは、御承知のとおりなんです。今回の問題について、やはりそういう問題も若干は含まれつづつあるというふうな気がするんです。たとへば、いままで無線電信をやつておつたものを無線電話に切りかえてもよろしいというふうになるとするならば、無線通信士じゃなくて、今度は電話のほうの要員に切りかわつてくるというふうなことが十分考えられるわけですね。したがつて、あなたのほうで法を改正されることは、直接無線通信士の生活に大きな影響を持つておると私は思ふんです。したがつて、運輸省と折衝したりあるいは氣象庁と折衝したりということばかりです。わかりませんが、はたしてそういうことをやられておりますか。その通

信士のいわゆる確保、需給対策あるいは養成等、その他の法案を改正することによつてどれだけの通信士が減り、あるいはふえ、そしてそれをどう確保していくかというふうな問題について考慮されたことがあります。

○政府委員(宮川岸雄君) この問題につきましては、関係者の間におきまして海上無線懇談会というふうなものも組織されておまして、この問題について意見の交換を行なつております。この懇談会には、運輸省、海上保安庁、氣象庁、そのほか、郵政省はもちろんでございますが、電信電話公社、あるいは船主協会、海員組合、あるいは無線通信士協会というふうな関係の者が集まつておまして、船舶通信士の需給という問題につきまして特に懇談を重ねておるわけでございます。また、私たちのほうは、そういうふうな中から出てまいりますところの問題につきまして、先ほども申しましたように、検定等につきましては、臨時試験等を行ないまして、直ちにこれの処置をしております。それから操作範囲令その他につきまして、これはわれわれのほうの所管でございますので、いろいろものにつきました。十分に考慮を加えながら検討を加えてまいりたいというふうなことを考へております。それから、私たちといたしましては、この無線通信士の認定に必要な学科試験等の問題につきましては、これを学校の教科内容によつて認定いたしまして、一部の試験を免除するといふことがわれわれの仕事になつておりますので、そういう関係につきましても、需給状態を見ながら、それに対しての認定の拡大というふうなことを行なつており

ます。私たちの関係しております点につきましましては、以上のようなことで、全体の需給の大きな問題を議論するかたわら、それに沿うようにいろいろの処置をしているわけでございます。

○野上元君 あなたの方では、需給関係を考慮しながら試験問題等についても考慮しているのだと言われるけれども、私が聞いております資料によりますと、本年度においては採用がゼロだということです。実際には、船主協会のほうで採用した者はゼロだという、こういう数字が出ている。これは私は私なりのルートでこの資料を集めたのですから、これが正確であるかどうかはわかりませんが、ゼロだということになると、あなたの方でいくらか養成してみても、採用しなければどこにも行くところがないわけですね。そういうことがあるわけで、したがって、私は、あなたがこで形式的に答弁をされても、納得できないわけですから、その事実をもとにして、あなたの方のほうとしては無線通信士の生活まで——これはやはり非常に重要な問題なんです。航行の安全が重要と同様に、人の一生の問題ですから、これは重要な問題なので、今後あなたのほうとしては十分にひとつ具体的に検討してもらい、無線通信士協会の言い分もよく聞いてやってもらって、法改正にあたっては特別の考慮を払ってもらいたいと思います。

最後に具体的に聞きますが、この法案の正改要点のほうは、私から申し上げるまでもなく、無線施設の強制範囲の拡大であるとか、あるいは船舶無線電信局の遵守義務の強化であるとか

いうことがこの内容なんです。これによつて無線通信士の具体的な増員というのには、どれくらい必要なんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) この関係につきましましては、これに該当する船舶が非常に少ない関係がございまして、ほとんど増員を必要としないというふうに考えております。

○野上元君 これ以上きようはやりません。やりませんが、その問題についても、ほとんど必要としないという程度のお答えなんです。これは詳細に私がお聞きしていけば、その点は明らかになると思いますが、そういうものの考え方自体が、私はあなたの方が具体的に無線通信士のことを考えておられるのだという一つの心配になるわけで、将来そういう点については十分に考慮して、無線通信士の諸君の不安を取り除いてやることによつて、優秀な人たちがどんどん海上に就職できるような道を考慮してもらいたいと考えます。これは私の特に希望ですが、答弁は必ずしも必要ありませんけれども、あなたのほうの何か御意見があれば、聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(宮川岸雄君) われわれといたしましては、この電波法の改正等の問題におきましても、またこれに關します省令その他の問題につきましても、無線通信士というものの生活上の問題、労務上の問題というようなものにつきましましては十分な配慮の上、円滑なる措置——たとえば、この法律によりまして経過規定その他がございしますが、そういうようなことを十分考えまして今後処置してまいりたいと、かように考えております。

○白木義一郎君 一点だけ確かめておきたいと思ひます。これは前に質疑が行なわれて明らかになっていることかとも思ひますが、建築主のほうの立場として、無線通信障害の原因となるような建築物を建てたいという場合に、三十一メートルまではそのまま建てていいわけですね。

○政府委員(宮川岸雄君) そのとおりでございます。

○白木義一郎君 ところが、その場合に、二年ないし三年間の規定があるわけですが、その期間が過ぎた場合は、協議がととのわなくても、そのまま建築を続けていいわけですか、この点だけはつきりしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘のとおり、二年ないし三年の経過規定の期間が過ぎましたならば、協議がととのわなくても、その障害となる部分の建築は差しつかえございません。

○委員長(光村甚助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(光村甚助君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

午後一時三十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕